

越谷市女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)について

1. 設置目的と役割

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護支援等に関する法律」(DV防止法)に定められた、DV被害者支援の中心的な役割を担う機関として、平成27年10月に「女性・DV相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)」(以下、支援センターという。)を開設。

DV被害者に対する身近な相談窓口として相談に応じるほか、法的に被害者から加害者を引き離す「保護命令」制度の手続の支援や、今後の自立に向けたアドバイスなどを行う。

【主な業務内容】

- 専門の相談員による相談やカウンセリング
- 緊急時における一時保護の利用について情報提供
- 自立を支援するための各種制度についての情報提供や関係機関との連携調整
- 支援措置やDV証明など各種証明書類の発行
- 法的に加害者を引き離す「保護命令制度」の利用についての情報提供や書面の作成

<参考> 県内市町村の設置状況(令和6年4月現在、24市が設置済)

- ①吉川市 ②本庄市 ③朝霞市 ④川越市 ⑤草加市 ⑥上尾市 ⑦志木市
 ⑧八潮市 ⑨飯能市 ⑩ふじみ野市 ⑪さいたま市 ⑫蕨市 ⑬熊谷市
 ⑭越谷市 ⑮東松山市 ⑯川口市 ⑰鶴ヶ島市 ⑱深谷市 ⑲三郷市 ⑳富士見市
 ㉑所沢市 ㉒戸田市 ㉓春日部市 ㉔新座市

2. 設置の意義(メリット)

DV被害者の総合的な支援の強化

① 相談窓口の明確化

DVの相談窓口を明確にするなど、より相談しやすい状況を整えることで、DV被害の潜在化を防ぎ、迅速な支援に繋げる。

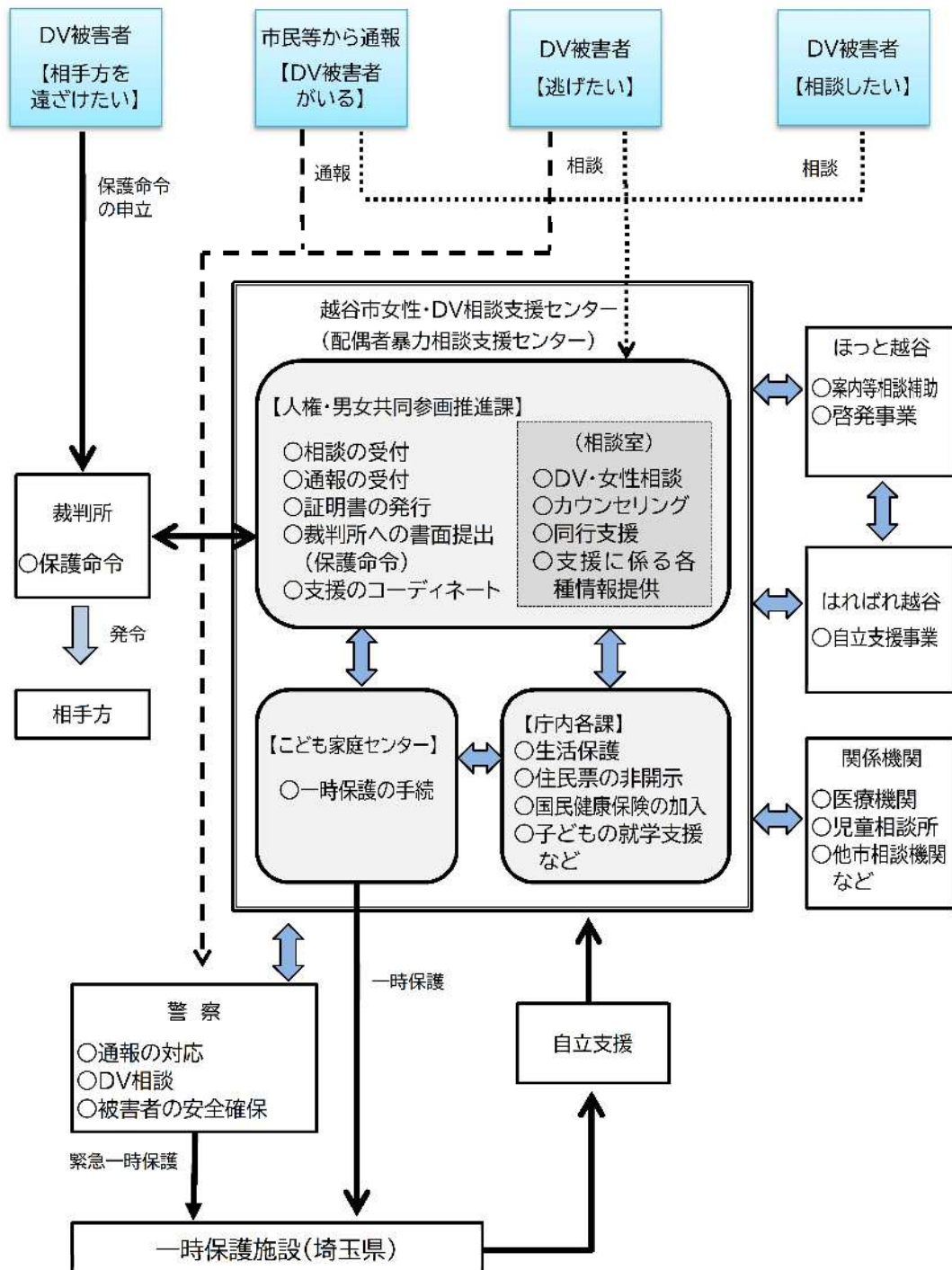
② 被害者支援の拡充

被害者への法的な支援(※)に必要な相談証明書の作成、関係機関と連携したワンストップ支援など、効率的、効果的な支援を行う。

※保護命令の申立、国民年金保険料の減免など

<参考> 支援体制(越谷市女性・DV相談支援センターと庁内体制)

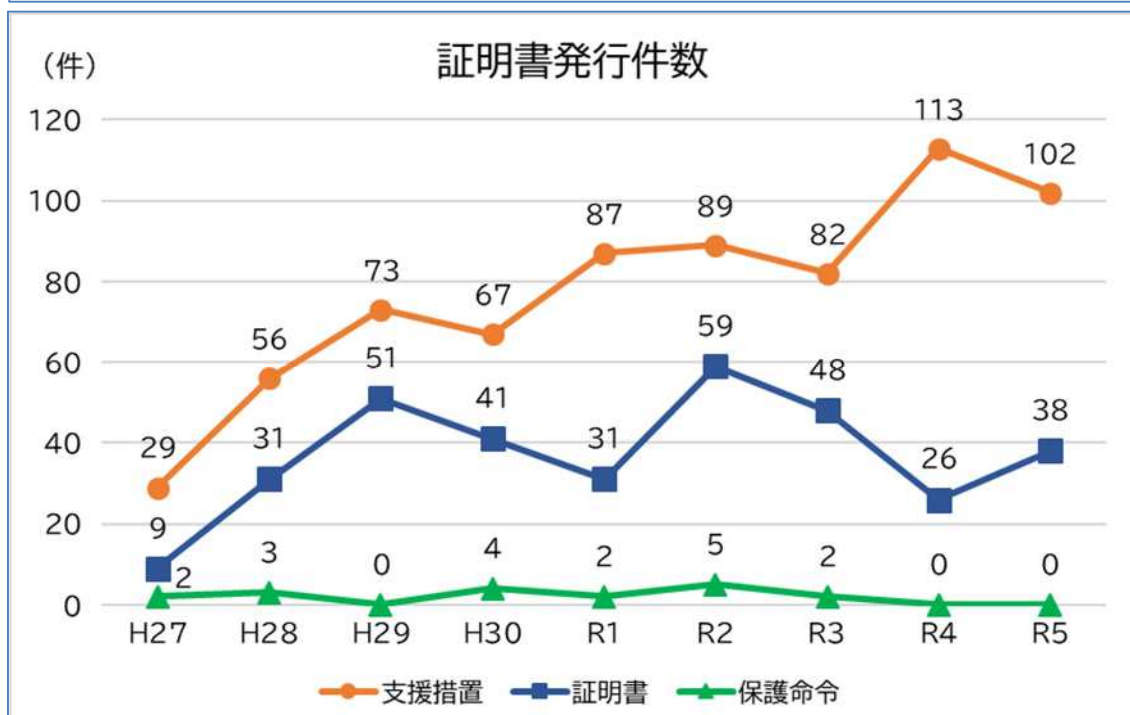
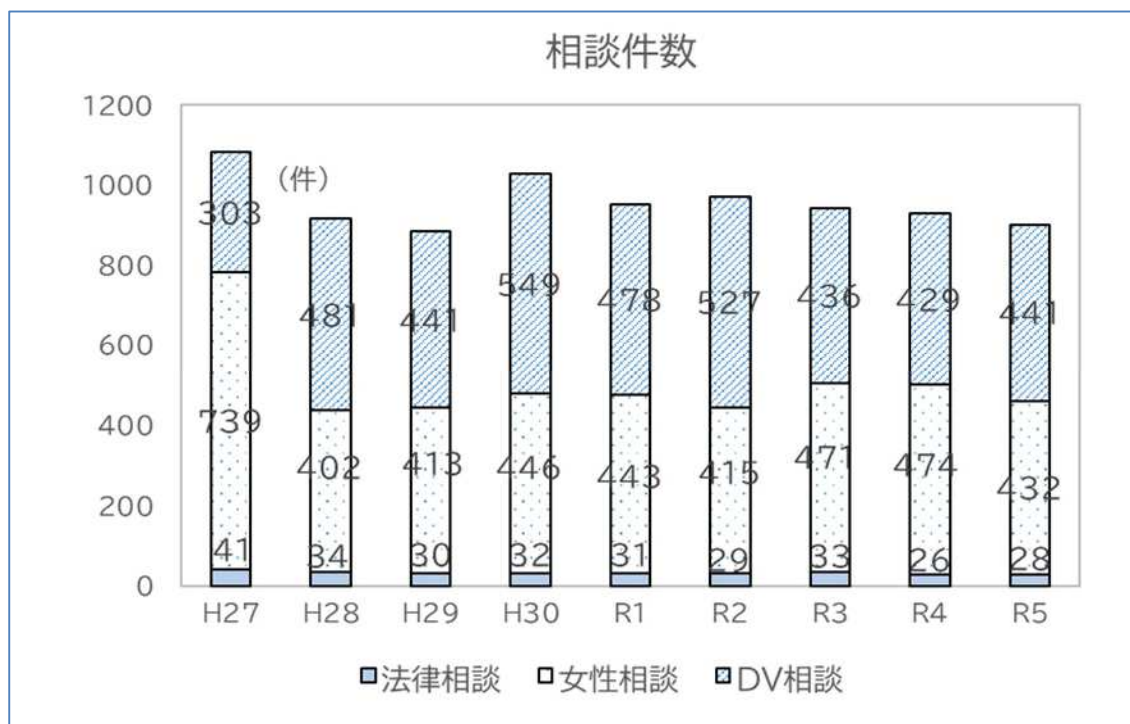
DV被害者への支援は、相談支援センターを中心に、関係各課と連携しながらワンストップで行うことを基本とする。



3. 越谷市女性・DV 相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)の相談件数及び証明発行の推移

DV の相談件数は、全国的に増加傾向にある。

本市においても、平成 27 年 10 月の相談支援センター開設以降、女性相談も含め毎年 900 件前後の相談があり、依然として高止まりの状態が続いている。



●支援措置…住民基本台帳事務における支援措置の申出書

■証 明 書…配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等

▲保護命令…保護命令の申立て後、裁判所から、申立ての被害状況等について提出請求があったもの